

高知市農業施策等に関する

意見回答書

令和2年4月24日

高 知 市

1 農地等の利用の最適化の推進に関する要望

【 担い手への農地利用の集積・集約化に関する要望 】

(1) 「人・農地プラン」への取組強化と農地中間管理事業の推進

「人・農地プラン」の実質化に向けた取組について、農林水産部が主体となって、農業委員会も含めたJA、土地改良区などそれぞれの関係団体が保有する地図情報の一元化を図りながら、国の交付金等の支援措置導入を希望する地区を優先的に進めるとともに、同プランを核に農地の利用集積・集約化する農地中間管理事業の推進につなげること。

(2) 農業基盤の整備等による基幹作物の生産振興及び規模拡大のための支援

担い手への農地の集積・集約化と農業経営の効率化を図るためには、耕作道等の整備による営農条件の向上が不可欠であり、中山間地域のユズなど地域の基幹作物を生産振興していくために、個人の圃場でも補助対象にできる支援制度の研究・検討を行い、基盤整備に有利な制度活用を提案すること。

(3) 多面的機能支払交付金制度の導入支援

農地や農道などを保全する地域活動を支援する「多面的機能支払交付金」の制度について、その内容を知らない農業者も少なくなく、事務的な負担等から導入をあきらめる地域も見られるため、引き続き説明会を開催するなどの周知に努め、農業者からの相談や組織の設立等に対して支援を行うこと。

(回 答)

(1) 農業次世代人材投資事業（経営開始型）等の国・県の支援を受けるに当たっては「人・農地プラン」の実質化が要件となることから、市域で作成している全 28 地区全てのプランについて実質化を進めることとしています。

現在、モデル地区において先行して、アンケート調査を行っており、実施に当たってのノウハウを蓄積し、本年度は全地域での実施を行う予定です。

アンケートの回収や地域における話し合い等の場におきましては、それぞれの地域性を考慮し、手法等について関係機関と密に協議を行い、連携して進めることとしています。

各地域における話し合いにおきましては、農業委員や農地利用最適化推進委員の皆様積極的にご参加をいただき、農地の利用集積や集約化、農地中間管理事業の推進を共に進めて参りたいと考えております。

(2) 「高知市土地改良事業等補助金交付要綱」の中で主に個人農地の災害復旧など保全を対象とした農地保全事業や、受益 2 戸以上必要となりますが中山間地域においては小規模ほ場整備事業があり、それぞれ 50%以内の補助があります。

これらの補助制度は、限られた予算のなかでできる限りの補助を行っております。ご要望いただいた際には個々の現場条件に応じ、どの事業の導入が可能か国の事業なども含め検討していきます。

(3) 本市では、現在 9 組織が多面的機能支払交付金を活用し、農地の維持や農道・水路等の施設の維持管理活動などを行っています。

これまで、土木委員研修会等におきまして事業についての説明を行い周知しているところではありますが、新規地区の事業化においては各地域での組織の設立や一定の事務手続きが必要であり、地域で主体となる団体やリードできる人材が必要不可欠なことに加え、農業者の高齢化等が組織の設立課題となっています。

今後につきましても、様々な機会において制度に関するメリット・デメリットも含めて周知し、事業への取組意欲のある地区については支援を行ってまいります。

【 耕作放棄地の発生防止・解消に関する要望 】

(4) 有害鳥獣被害防止のための予算の確保と新たな狩猟者の確保

- ① 鳥獣被害緊急対策事業において、令和元年度のイノシシの捕獲報償金の予算増額は、狩猟者の捕獲意欲が高まり有害鳥獣被害の抑制につながっていることから、今後も被害実態に即した予算確保を行うこと。
- ② 地域住民を対象とした狩猟の魅力発信と免許取得のための講習会や狩猟体験等の実施、ベテラン狩猟者による技術向上と伝承のための研修会を開催するなど、鳥獣被害の実情と狩猟の役割について社会的認知を図り、新たな狩猟者の確保と技術向上に努めること。

(5) 市街地を中心としたハクビシンの被害対策

近年、市街地にも生息域を広げているハクビシンによる被害を拡大させないために、有害鳥獣に関する情報提供のための学習会や意見交換会の開催、啓発パンフレットの配布等による啓発活動とともに、地域ぐるみの生態調査や追い払い、集落周辺が餌場とならない環境づくり等、地域住民や自治会組織と一体になった被害防止体制の整備を進めること。

(6) 稲作におけるジャンボタニシの食害対策

ジャンボタニシの食害が発生し、稲作農家はその駆除・対策に苦慮していることから、本市における効果的な防除対策や農法を確立させるとともに、稲作農家に対して圃場及びその周辺における効果的なジャンボタニシ対策を普及させること。

(7) 放置竹林による侵食被害防止のための取組

- ① 放置竹林の現状調査を実施し、竹林所有者の理解・協力を得て、周囲の林や農地への侵食防止のための管理を、竹林を適正管理している所有者やボランティア団体等に委託できる仕組みを構築すること。
- ② 本市では放置竹林問題に関連する環境対策、産業振興、農業振興、林業振興を異なる部署が担当していることから、明確な担当部署を定め、相互協力による課題解決に向けた取組を進めること。

(8) 中山間地域等直接支払制度第5期対策移行の支援

遊休農地の発生抑制につながっている中山間地域等直接支払制度の第5期対策への移行を支援するためにも、協定代表者等の農業者からの意見を中山間農業活性化事業費補助金の見直しに反映し、同補助金の有効活用を行うこと。

(回 答)

(4)

- ① 本市におけるイノシシの有害鳥獣捕獲頭数は増加傾向にあり、平成29年度、30年度と2か年続けて600頭を超過したことから、令和元年度より捕獲報償金予算を600頭から700頭に拡充した経緯がございますが、令和元年度の捕獲実績は792頭と計画を大幅に上回っております。

近年の暖冬傾向に加え、中山間地農業の衰退による、耕作放棄地や放任果樹の増加など、イノシシがエサを潤沢に確保できる状況にあることなどから、増加は今後も続く恐れが高く、個体数管理のためにも有害鳥獣捕獲の重要性は高いと認識しておりますので、捕獲状況に合わせて必要となる捕獲報償金予算につきましても確保・拡充に努めてまいります。

- ② 地域を対象とした鳥獣被害対策に関する取組としましては、各農業協同組合に設置されている鳥獣対策専門員と連携し、野生鳥獣に強い高知県づくり事業の支援集落として、本年は市内23集落を選定し学習会を実施し、近隣地域におけるイノシシ等の有害鳥獣被害の状況や、被害対策を講習するとともに、鳥獣被害防止柵の設置支援や、新規狩猟者の確保に関する事業についての説明を行いました。

要望にございます狩猟の魅力発信や、ベテラン狩猟者による技術向上や伝承のための研修会といった事業につきましては、高知県や高知県猟友会が実施しており、今年度は若年層を中心に狩猟の果たす役割や魅力を再認識してもらい、狩猟への参加を促すことを目的として実施された「狩猟フォーラム」や、令和元年度の新規狩猟者を対象に、熟練狩猟者がくくりわなの作成や仕掛け方を指導する「くくりわな製作講習会」などが開催されました。

本市ではこれらの催しに積極的に参加するとともに、市内の狩猟者の皆様にご参加いただけるよう事業の広報に協力しております。

今後につきましても、引き続き地域での学習会の実施や関係機関と歩調を合わせた狩猟者の確保や技術向上に資する取組を進めてまいります。

- (5) ハクビシンによる主な農業被害は、施設園芸のトマトやイチゴ、果樹のナシや柿、露地のスイカや野菜、トウモロコシ等多岐にわたり、平成30年度においては約250万円の被害が報告されています。

また近年ではご指摘のとおり、住宅の天井裏に住み着いて糞尿をするなどの生活被害の報告も増加しています。

ハクビシンはジャコウネコ科の動物で身が軽く、小さな隙間や電線の上を歩くなど、侵入対策や捕獲が大変難しい小動物で対策に苦慮している状況であり、本市では平成27年度に有害鳥獣に指定するとともに、平成28年度からは1頭につき500円の捕獲報償金を設け、令和元年度からは1,000円に増額してまいりました。

その結果、捕獲数も平成29年度には33頭だったものが、令和元年度には52頭に増えるなど捕獲活動も強化していますが、ねぐらとなる空き家や、エサとなる放任果樹の増加など、解決すべき課題も顕在化してきております。

今後とも、地域における鳥獣被害の学習会においては、イノシシのみならずハクビシンを中心とした小型獣対策についても情報提供を行うとともに、また高知市鳥獣被害対策協議会を通じて、小型獣捕獲用の檻の貸し出しを行うなど、対策の強化に取り組んでまいります。

- (6) ジャンボタニシの食害対策については、暖冬傾向であった翌年に多くの発生があったことから、これまでも高知市営農技術会議において研究を行ってきており、冬季の耕耘や薬剤施用などの防除対策が有効であると認められています。

また、高知県におきましては、病虫害防除指針において、①取水口や排水口への金網設置②田植え後の浅水管理③冬季の耕耘④薬剤の施用が挙げられており、県やJAが中心となって農業者の皆様へ対策の周知が行われています。

他県の事例では、電気でおびき寄せ、超音波で駆除する方法などについても検証されているとお聞きしておりますので、そのような効果的な対策について情報収集も行い、関係機関と連携した新たな対策についても検討してまいります。

(7)

① 竹林の現況調査については、平成21年度に策定した「高知市バイオマスタウン構想」の中で、本市における竹林の分布等について調査を実施し、その時点において本市全体の竹林面積は1,422ha、うち旧高知市645ha、旧鏡村186ha、旧土佐山村98ha、旧春野町493haとなっています。

その後、10年が経過し、高齢化や木材価格の低迷等により山林の手入れがなされていない山林の増加とそれに伴う竹林面積の拡大が懸念されております。

一方で、竹林を含む森林について、その管理は森林所有者の責任において管理していただくことが基本であることや、農地保全を目的とした本市独自の制度の創設が難しいことから、国や県などの制度を活用していただくことを前提に、市として実施可能な支援を行っています。

具体例として、中山間地域直接支払制度の対象農用地においては、「周辺林地の草刈り等」が地域共同活動の取組の一つに位置づけられており、竹の侵入など林地から農地を守る取組が実践されておりますし、土佐山地域においては、高知県産業振興計画の高知市地域アクションプランにおける「竹資源の活用による中山間地域の新たな産業の創出」に向けた取組の中で、竹材の一次加工及び集成材や工業用ブラシなどへの利活用が図られています。

今後においても、これら取組を維持するとともに、今回意見をいただきました竹林を適正管理している所有者やボランティア団体への委託できる仕組みづくりについても本市関係部局と協議、検討を進めてまいりたいと考えています。

② 放置竹林問題については、国・県等の支援施策があり、これらの対策については、地域性や専門性、外部の関係機関・団体等との関連性等もあることから、それぞれ所管する部局において取り組んでまいりたいと考えています。

(8) 高知市の中山間地域は、傾斜地が多く、農地は狭小で分散しており、平坦地と比べて農業の生産条件が不利な面が多くなっております。

一方で、中山間地域の農業を支える取組は集落機能の維持にも重要な役割を果たしていると認識しており、本市におきましては、国の「中山間地域等直接支払制度」等を活用しながら、中山間地域の農業振興に取り組んでいるところです。

ご質問いただいた「中山間農業活性化事業費補助金」については、平成 30 年度に開催した「土佐山の農業の明日を考える会」において、「個人が行う基盤整備事業や耕作道整備に対しても補助を行うことができないか」とのご意見もございましたが、本市の補助金の交付について定める基準では、補助金は公益上必要があると認めた場合に支出するものとされており、現行の制度におきましても中山間地域等直接支払制度における集落協定を補助事業者として事業実施は可能でございます。

農業を営まれている方々の日々の取組が中山間地域を支え、高知市全体にその効果が波及していくものであると考えておりますので、集落協定や集落営農組織、生産組合等それぞれの団体等におきまして、有効な活用をご検討いただきたいと考えております。

【 新規参入の促進に関する要望 】

(9) 新規就農者等に提供する中古ハウスの確保を図る仕組みと支援制度の創設

施設園芸を目指す新規就農者の参入と定着には，初期投資の軽減等から中古ハウスを地域資源として有効利用する必要があるが，ハウスの維持管理と貸借は所有者の都合に委ねられるため，所有者が安心して貸せるよう公的な機関が中間保有するなどの仕組みづくりや協力金等の支援制度を設けることで，中古ハウスの流動化を図ること。

(10) 後継者確保のための親元就農支援の拡充

農業者の確保と農地の維持・継続には，親元就農が最も効率的であることから，農家子弟が親元就農しやすい環境を整えるために，農業次世代人材投資事業や高知県担い手支援事業の対象にならない農家子弟への給付金又は受入農家に対しての支援措置の導入を行うこと。

(11) 認定農業者制度の周知と営農指導体制の強化

農業者からは認定を受けるメリットが少ないという声がある一方で，国や県の制度では認定農業者等を施策対象とする情勢も見られるため，認定農業者を増やす取組は農業振興上において重要であり，既に認定された農業者の経営改善に対する支援も欠かせないことから，認定農業者制度の周知とともに県と連携して営農指導体制を強化すること。

(回 答)

- (9) 新規就農者の参入定着に欠かせない営農ハウスの確保にあたり、地域資源である中古ハウスの活用については大変有効な手段であると考えております。ご要望にあります所有者が安心して貸せる公的な機関などの中間保有の仕組みづくりや協力金の支援制度等も含め、現在、県、市、農業委員会、J A等で組織された「高知市担い手育成総合支援協議会」の構成員に加え、指導農業士と農地利用最適化推進委員をメンバーとしたサポートチームの中で、有効な方法の検討や課題の整理等を行っているところです。個人の財産の維持に係る費用については公費を投入することは困難と考えておりますが、他市等の事例も参考にしながら、今後におきましても、継続し検討を行ってまいります。
- また、今後、人・農地プランの話し合いにおいても地域の中古ハウス所有者と新規就農者がつながるような取組も行なってまいります。

- (10) 農業次世代人材投資事業につきましては、独立自営就農を目指した農業者に対して支援を行う制度であり、これまでも農家子弟が親の農業の継承を目的に就農する場合は事業の対象となっています。

また、高知県担い手育成支援事業につきましては、親元で就農を目指す後継者が研修を受けるに当たり、その指導者となる親が認定農業者又は人・農地プランの中心経営体であることなどの要件等が示されておりますが、後継者への支援もございます。

農業者の確保と農地の維持・継続につきましては、親元就農を増やす取組もより効果的であることから、制度の拡充に向けて県や国に働き掛けてまいります。

- (11) 本市では、県、市、農業委員会、J A等で構成する高知市担い手育成総合支援協議会において、認定農業者等の育成・確保を行っており、本市の基本構想の水準に達している方や意欲のある農業者の方々を中心に制度の普及に努めています。また、経営改善計画認定後の3年目には中間ヒアリングを実施し、目標達成に向けたサポートを行うなどの支援を行っています。

今後につきましても、生産者団体や農業者組織等において制度の周知と併せ、認定農業者の皆様が自ら立てた経営改善計画の目標達成に向け、県等の関係機関や団体と連携して支援・指導してまいります。

2 高知市の農業発展に関する要望

(1) 市街化区域内農地保全のための生産緑地制度の拡充

生産緑地制度の導入は、市街化区域内農地の保全と所有者の負担軽減のための大きな一歩となったが、申請を見合わせた農業者も見られることから、さらなる制度の周知を図りながら、農産物の供給以外にも学校教育や市民農園等での活用に配慮するなど、本市独自の施策を策定することによって本市の都市農業の安定的な継続を図ること。

(2) 農業用タンクの津波被害対策への支援拡充

① 本市において津波被害対策が未整備となっているタンクの中には周囲に防油堤を設置する場所を確保できないケースがあることから、タンク周囲の土地に余裕がない場合の整備についても支援すること。また、放置されている農業用タンクも同様に被害をもたらす可能性があることから、放置タンクの撤去費用についても事業の補助対象とすること。

② J A高知県（春野地区）管内に比べ、J A高知市管内のタンク整備実績が約5分の1と低調であることから、J A高知市に対し今後の整備数増加のための積極的な協力を求めること。

(3) 大規模災害の復旧・復興に必要な地籍調査の実施

南海トラフ地震等の大規模災害の発生時における迅速な復旧・復興のために地籍調査の実施は重要であり、特に津波浸水想定地域においては進捗率の目標を掲げ、予算の獲得とともに早期完了に向けて事業を推進すること。

(4) 農業 ICT 技術等を活用した機械化・施設化の推進

個々の農家が高齢化する中、急傾斜地の多い中山間地域ではユズ等の栽培管理、特に農薬散布は労力を要し、高品質を維持していく上で大きな課題となっている。これからの農業は機械化・施設化抜きでは経営を維持することが困難であるため、行政や関係機関による研究チームを立ち上げ、機械化・施設化の導入に向けた支援を行うこと。

(5) 農業用水の水質保全と安定供給のための予算確保

農業用水は営農に欠くことのできない基礎的な資源であり，農業者の減少や耕作放棄地の増加など厳しい状況の中，良質な農業用水の確保とその有効活用は営農条件の向上につながるため，水質保全と安定供給のために施設整備等の予算を確保すること。

(6) 学校給食米の全量高知市産使用に向けた施策実施

学校給食において，早期に高知県産米から高知市産米への全量切り替えを実現させるために，第3次高知市食育推進計画に基づいた地域農業の発展及び地産地消への姿勢を明らかにして具体的な施策に取り組むこと。

(7) 春野町仁ノ地区の農地排水対策の推進

春野町仁ノ地区において，豪雨時の排水不良による浸水や圃場の冠水被害の発生を未然に防ぐために，残された用地の買収を早急に実施し，1日も早い排水路工事の着手と早期完成を目指すとともに，工事の進捗状況について地区の農業者に対して逐次報告を行うこと。

(8) 農業振興地域整備計画の変更手続きの改善と全体見直しの実施

① 本市における農業振興地域整備計画の変更のうち，農用地区域内の土地を同区域から除外する変更に係る事務手続きには相当の時間を要していることから，県の担当部局との調整を行うなどして，手続きの迅速化を図ること。

② 農業振興地域整備計画では現在の状況とかい離している土地もあり，農業上の土地利用が困難な土地も見られるため，基礎調査を通じて同計画の全体見直しを行い農業の振興に資すること。

(9) 農業委員会活動に対する予算措置

来年7月に新たに任命される農業委員・農地利用最適化推進委員の資質向上を目的とした研修をはじめ，農地の現地確認等において安全かつ効率的な業務遂行に必要な四輪駆動の公用車やタブレット端末による業務の効率化等，今後求められる農業委員会活動の推進のために必要な予算を確保すること。

(回 答)

- (1) 生産緑地制度につきましては、令和2年1月1日付けで約6ha112筆の農地が指定を受けましたが、制度導入初年度でもあり、ご意見のとおり申請を見合わせた農業者もおられたとお聞きしています。本年度につきましては、昨年度に策定いたしました、「第13次高知市農業基本計画」においても生産緑地制度の活用と併せた農業基盤の整備や農地の流動化による都市農地の保全を推進することとしており、引き続き制度の周知を進め、農業者の皆様の不安解消に努めてまいります。

指定農地につきましては、学校教育や市民農園等についての活用について検討を行うほか、指定の要件につきましても、農業者や農業委員会など関係機関からのご意見を伺いながら見直しを検討したいと考えております。

(2)

- ① 栽培面積を確保するため、農地面積に対し可能な限りハウスを建設し、ハウスのすぐ側にタンクを設置しているケースがあり、防油堤を設置するスペースが確保できない課題がございます。

このため、令和元年度から高知県燃料タンク対策事業費補助金交付要綱が改正され、防油堤の設置によりハウスの減築が必要となる場合は、その費用も補助対象経費となっておりますので、制度の周知に努めてまいります。

また、放置タンクの撤去費用を補助対象とすることにつきましては、流出防止機能付タンクや防油堤の設置を優先的に進める必要があることから難しいとの考えを県からお聞きしていますが、県・国等への要望を継続してまいります。

- ② J A高知市管内の事業推進につきましては、J A広報誌や生産部会等を通じて津波による二次災害のリスク軽減の必要性について説明を行うなど、施設園芸農家の防災意識の醸成を図ってまいります。

- (3) 本市では、南海トラフ地震による被害からの速やかな復旧・復興に資するため、平成17年度から地籍調査事業を実施しています。

現在は、津波による施設の破壊や瓦礫の堆積等の被害で、土地境界の確認が困難になることが懸念される津波浸水想定地域での調査を優先的に実施しております。

地籍調査事業は、全国の自治体の実施しており、年間予算にも限りがあるなか、事業規模の拡大は厳しい状況ではありますが、今後も早期の事業完了に向けて着実に事業を進捗させてまいります。

※本市全域での地籍調査の進捗率は、今年3月末で47.4%です。

- (4) 農業者の高齢化、担い手不足などが深刻化する中山間地域においては、Iot等の先端技術を活用した「スマート農業」の導入により、省力化や高品質化へつなげていくことが急務となっています。

国においても、令和元年度に「スマート農業技術の開発・実証プロジェクト」を実施するなど、農作物の生産から出荷まで一貫した技術の導入体系を開発・実証し、全国的な普及につなげていく取組を本格化させています。

土佐山地域においては、高知市土佐山柚子生産組合が中心となり、JAや県・市とともに、「高知市ゆずスマート農業検討協議会」を設立しました。

令和元年度は、国の事業を活用して、ユズの防除や収量予測等へのドローン（小型無人飛行機）の活用を検討するため、傾斜地でのドローンの作業性や防除効果等についての実証試験を行うとともに、無線式草刈機やパワーアシストスーツの導入の検討も併せて実施しました。

令和2年度においても、県の事業を活用し、引き続き柚子栽培への先端技術の導入に向け、研究・実証に積極的に取り組む予定となっており、この取組による結果を参考としながら必要に応じ支援を検討してまいります。先端技術の導入には高額な機器も多く、導入にあたっては、必要とする機能や費用対効果を見極めることが必要となります。

本市では、本年度策定しました「第13次高知市農業基本計画」においても、スマート農業の推進を図ることとしているところですので、高知市全域を対象として、産地ごとに研究を行っていくことが必要であると考えています。

- (5) 農業用水の水質保全と安定供給につきましては、令和元年度に高須地区において発生した地下水の塩水化対策としまして、令和2年度に新規事業を立ち上げ用水施設整備を行うこととしています。

また、市所有の農業用水施設につきましても、老朽化したポンプ施設の更新整備等を計画的に進めていくこととしています。

今後も緊急な対応が必要となった場合の対策といたしまして、市単土地改良事業費等の予算の範囲内で対応するとともに、大規模な事象が発生した場合には次年度の予算要求を行うなど、予算の確保等に努めてまいります。

(6) 学校給食で使用する米については、「第3次高知市食育推進計画」に基づく地産地消の視点及び適正価格での購入の面から、高知県産コシヒカリを中心に銘柄を指定し、入札により購入しております。

高知市産米につきましては、令和元年度までに、中学校給食センターで使用する年間約83tの内、約43%に当たります約36tを市産米と指定し、入札量を拡大してまいりました。

令和2年度には、小学校等で使用しています年間約185tの内、約20%に当たります約36tを市産米の指定をして、入札量を拡大していく予定です。

これにより、高知市の学校給食の米全体のうち、市産米の使用を約13%から約26%まで拡大することになります。

今後も、高知市学校給食会に米納入業者として登録している業者の意向等を確認しながら、現在の調達体制である入札を活用し、市産米使用量の拡大方法を研究していきたいと考えております。

学校給食米の高知市産使用につきましては、地域農業の発展や本市の地産地消にも繋がることから、今後、教育委員会やJAと連携して課題等を整理し、研究を進めてまいります。

(7) 春野町仁ノ地区の農地排水対策につきましては、実施計画に基づき排水機場の増設や排水路の整備に取り組んでおり、仁ノ第二排水機場は平成28年度から工事に着手し、本年1月に全ての施設整備が完了し、2月より稼働を開始しております。

また、排水路整備につきましては、令和元年度より下流部の工事を発注しており、令和2年度は全ての用地取得を目指し、順次整備工事を進めてまいります。

これらの事業の進捗状況について、適時、地元自治会や土地改良区の皆様にご報告し、関係地権者をはじめ地元の皆様のご協力を頂きながら早期の事業完了を目指します。

(8)

- ① 個別の転用目的による除外につきましては、要件の確認や、関係各課による他法令の審査、土地改良区をはじめとする関係団体への意見聴取、変更計画の公告・縦覧、異議申し立て、県への協議等の手続きに相当の時間を要しており、変更手続きに7、8か月を要している現状でございます。県との事前協議に最も時間を要していることから、県担当部局と調整し事務処理の迅速化に努めてまいります。

- ② 農業振興地域の整備に関する法律において、おおむね5年ごとに農用地等の面積，土地利用，農業生産基盤の整備，農業の近代化のための施設の整備などの現況及び将来の見通しについて基礎調査を行うこととされておりますが，調査を行うに当たっても多大な人員体制が必要となることから，これまで市町村合併の際しか全体見直しは行われていない現状でございます。

今後は，人・農地プランの実質化等もあることからそれらの結果も踏まえ，また，人員配置を含め実施に向けた検討を行ってまいります。

- (9) 本市では，厳しい財政状況から「高知市財政健全化プラン」に基づき，117億円の収支不足の解消に向け，自主財源を中心とした歳入の確保とともに，事務事業の見直しや投資事業の平準化・先送りなどの歳出の削減に取り組んでいるところです。

そのため，全てのご要望にお応えすることはできませんでしたが，令和2年度の農業委員会費予算においては，昨年度と同程度の約1億4千万円の予算を計上したところでありますので，ご理解をお願い申し上げます。

3 国・県への要望

(1) 食料自給率向上のための農業施策の拡充

わが国の食料自給率は平成30年度においてカロリーベースで37%と低く、依然として低下傾向にあることから、「食料・農業・農村基本計画」において設定した令和7年に45%まで引き上げる目標達成のために、意欲ある担い手と農業資源の確保、農業技術の開発・普及、農業従事者の所得向上等の具体的な農業施策を実施すること。

(2) 農業者年金における保険料補助の拡大

国際連合において2019年から2028年が国連「家族農業の10年」と定められ、食料安全保障における家族農業の担う役割が重要視される中、わが国においても98%を占める家族農業の維持・活性化のためにも、その担い手として農業に取り組む後継者の配偶者が農業者年金の保険料補助の対象となるよう制度を見直すこと。

(3) 農業次世代人材投資事業の制度見直し

地域農業の中心的な担い手を育てるとともに、地域で培われた栽培技術を継承していく観点から、親と一緒に経営を行う親元就農者に対して親と同一の栽培作目でも農業次世代人材投資事業の適用が受けられるよう制度の見直しを行うこと。

(4) 春野地域における新川川流域の治水対策

① 春野地域の新川川（長浜川）の護岸整備について、可能な限り工事の早期完成を目指し、継続的な予算を確保するとともに、完成までのスケジュールを提示すること。

② 遅能の底井流の改修については、豪雨時における南北の水量を想定した適切な工事を早期に実施すること。

(回 答)

(1) (3) 本市農業の安定的な生産と供給力の向上を図り、農業者が安心して生産活動を行える環境を整えるとともに、併せて担い手の育成と指導者への支援、農業生産施設の維持・強化を図ることは、国・県の支援が必要であるため、今後も引き続き機会を捉え国・県に働きかけを行ってまいります。

(2) 農業者年金制度における保険料の補助対象を後継者の配偶者へも拡大することにつきましては、家族経営が中心である農家の老後の生活の安定及び福祉の向上が図られることから、今後も国等への働きかけを行ってまいります。

(4)

① 春野地域にあります新川川（長浜川）につきましては、管理者である高知県（高知土木事務所）からは、「新川川の護岸整備については、国の補正予算も活用し東諸木地区で整備を進めており、本年度は弘方橋上流 150m 付近で工事を実施しています。今後も、早期の事業完成に向け継続的な予算の確保に努めてまいります。」との回答をいただいています。

② ①と同様に、河川管理者の高知県からは、「北山川のめがね橋付近の浸水対策については、県内の他河川の事業の進捗状況との調整を図りながら、事業化について検討してまいります。」との回答をいただいています。

新川川及びその支線も含めた河川の拡幅並びに護岸整備、また維持管理につきましては、本市といたしましても重要な課題と捉えており、引き続き河川管理者である県へ要望してまいります。